

条件反射制御法研究

Japanese Journal of Conditioned Reflex Control Technique

Vol.6

2018 August

特 集

条件反射制御法が刑事司法体系に与える影響

条件反射制御法が刑事司法体系に与える影響 座談会

∞ 平井 慎二・生駒 貴弘・尾田 真言・長谷川 直実

■ 原著論文

体験の思い出しと書き出しによる本能行動の過作動の制御 ∞ 平井 慎二

下着窃盗と異性問題の反復に対する条件反射制御法

∞ 三橋 和子・鈴木 亜紀子・増田 正人

CRCTと刑事裁判 ∞ 林 大悟

■ コラム

通院治療により三度目の執行猶予を得た窃盗症の事案 ∞ 小竹 広子

新しい事だらけの濃密な5日間 ∞ 小林 慎吾

第38回条件反射制御実地研修に参加して ∞ 福永 恵子

日本アディクション看護学会での報告 ∞ 西川 はるみ



【コラム】

通院治療により三度目の執行猶予を得た窃盗症の事案

小竹広子

東京共同法律事務所

昨年、摂食障害を伴う窃盗症の女性の窃盗被告事件（万引き）につき、下総精神医療センターで通院治療を行い、平井慎二先生の証人尋問を行った上で、三度目の執行猶予判決を得た事案をご紹介させていただきます。通常は二度目の起訴で実刑判決になることがほとんどで、二度目の執行猶予判決も珍しい中、三度目の執行猶予判決はかなり希な部類に属すると思います。本人も我々弁護人も、三度目の執行猶予を得るのは困難なことだとわかつっていましたので、本当に嬉しい判決でした。

被告人は30代女性で、10代の頃ダイエットを契機に食べ吐きを始め、万引きを行うようになりました。以後、万引きが発覚し通報された回数は実に十数回に上り、微罪処分、不起訴が繰り返された後、起訴されるようになり、平成19年に執行猶予判決、平成22年に保護観察付き執行猶予判決を受けました。最後の執行猶予判決後にも、執行猶予中に万引きで逮捕・送検されるも、奇跡的に不起訴処分となり、その後、病院で入院治療を受けています。

治療を終えて自助グループにつながっている間は再発しなかったものの、自助グループに行かなくなつた後、ストレスのかかる出来事を契機に万引きと食べ吐きが再開し、本件の逮捕・起訴に至りました。

本人は、下総精神医療センターでの条件反射制御法の治療を希望されていたので、すぐご紹介して受診してもらいました。平井先生からは強く入院治療をすすめられましたが、事情があ

って入院治療ができませんでした。最終的には、平井先生が治療方法を工夫してください、メールのやりとりで、楽しかったことの書き出し、辛かったことの書き出しなどを進めてくださいました。疑似摂取には進めませんでしたが、結果的には以上の治療で、半年後には万引衝動が全く無くなる治療結果が得られました。

他に、窃盗症の自助グループにも通ってもらい、通った日時・頻度等を証拠化しました。

さらに、ゲシュタルト療法のワークショップに参加してワークを受けてもらいました。このときのワークでは、本人が幼少期の体験を再現し、私を母親の代役に立てるということが起こり、本人の過酷な感情体験をより深く理解することができました。

こうしたワークを経たことで、より疾病性を顕わにする被告人質問を行うことができたと思います。被告人質問で、本人が「当時は、朝起きると、今日も万引きしにいかなければならぬと思って、すごく重い気持ちになっていました」、「怖くて仕方が無かった」、「万引きに成功したら今度は大量に食べ吐きしなければならず辛かった」という趣旨の話をしていたことが印象的でした。彼女にとって、万引きと食べ吐きは、強制的・自動的にやらされることだったのです。

ただ、この事件で、我々弁護人は、故意や責任能力を争わず、情状として「自分の意思の力では行動を制御することが非常に困難な、病的な摂食障害と窃盗症に罹患していた」と主張し

ました。本件の至上命題は、三度目の執行猶予を得ることでした。そのため、犯罪の成立自体を争わず、しかし万引きを行わないでいるのが非常に困難であったこと、また治療を含む再犯防止策が効果を上げていることの主張・立証に集中するのが最善だと考えたからです。その点は、「条件反射のできあがった嗜癖行動は責任能力がない」という平井先生の主張とはズレがありました。そこはわかった上での選択でした。

犯行時の疾病性の根深さの立証と、治療し効果が上がっていることの立証のため、平井先生の尋問を行いました。疾病性については、第一信号系と第二信号系の話から説き起こし、両者の葛藤が生じたときに第二信号系が容易に負けてしまうこと、性や摂食という本能と結びついた行動に過作動が起きている人は、薬物等の人よりさらに過酷な幼少期を過ごしていることが多いこと、本人はまさにそのような虐待を受けて育ったことを供述してもらいました。また平井先生は、本人が書いたものから抜き書きしたパワポ資料を用いて、第一信号系と第二信号系の葛藤が正直に表現されていることを顕わにしてくださいました。治療効果があがっていることについては、カルテを書証提出し、窃盗の衝動が全くなくなっていることを平井先生からも証言で補強してもらいました。

被告人質問と平井先生の尋問を聞いて、本人が元来真面目な人柄で人並み以上に遵法意識のある方であること、自分ではどうすることもできず非常に苦しんでこられた方であることが、その場に立ち会った誰の目にも、否定しようもなく明らかになりました。結果的に、裁判官の心を動かし、三度目の執行猶予判決を得ることができたと思います。

判決後の裁判官の説諭は、完全に正確ではありませんが、だいたいこんな感じでした。「今お聞きになったように、あなたには社会内で更生する最後の機会を与えることにしました。あなたにとっても、万引きして食べ吐きすることがやめられないのは、辛くて苦しいことなんだろうと思いますけど、こういうことを繰り返していれば、いずれは必ず刑務所に行くことになりますのでね。今の治療の枠組みや、家族から離れることは、望ましくないと思いますので、最後のチャンスを与えることにしました。裁判所としても、あなたがまたここに来ることのないように願っています。」

検察官は、法廷を出た後、本人に「がんばってくださいね」と声をかけてくれました。

弁護人としても、大変心動かされる、印象深い裁判となりました。本人の今後の平穏無事とお幸せを願っています。